

令和２年度 第１回海老名市下水道運営審議会 次第

日時：令和２年 10 月 27 日（火）10 時 30 分

場所：海老名市役所 ７階 ７０３会議室

１ 開 会

２ 市長あいさつ

３ 議題

（１）会長及び副会長の選任

４ 報告事項

（１）海老名市公共下水道事業について（資料１）

（２）下水道使用料について（資料２）

５ その他

海老名市公共下水道事業について

【概要】

公共下水道事業は、公共の福祉を増進するとともに都市の健全な発達と公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資することを目的としています。

本市の下水道事業は、昭和 48 年 3 月に事業着手して以来、計画的かつ効率的な整備を行うとともに安定した財政運営に努めており、現在も、海老名駅西口土地区画整理事業及び海老名駅駅間開発等による人口増加とともに下水道使用者は増加傾向にあります。

しかしながら、節水機器の普及等に伴う下水道使用料の減少や下水道施設の老朽化に伴う更新需要の高まり等により、下水道事業をとりまく環境は大きく変化しています。

これらの課題を解消し、良質な下水道サービスの提供と安定的で持続可能な事業運営をより強く進めるために、平成 29 年度から地方公営企業法の財務等の一部適用を行い、財務諸表等から得られる経営成績（損益情報）や財政状態（ストック情報）をもとに、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいます。

【公共下水道】

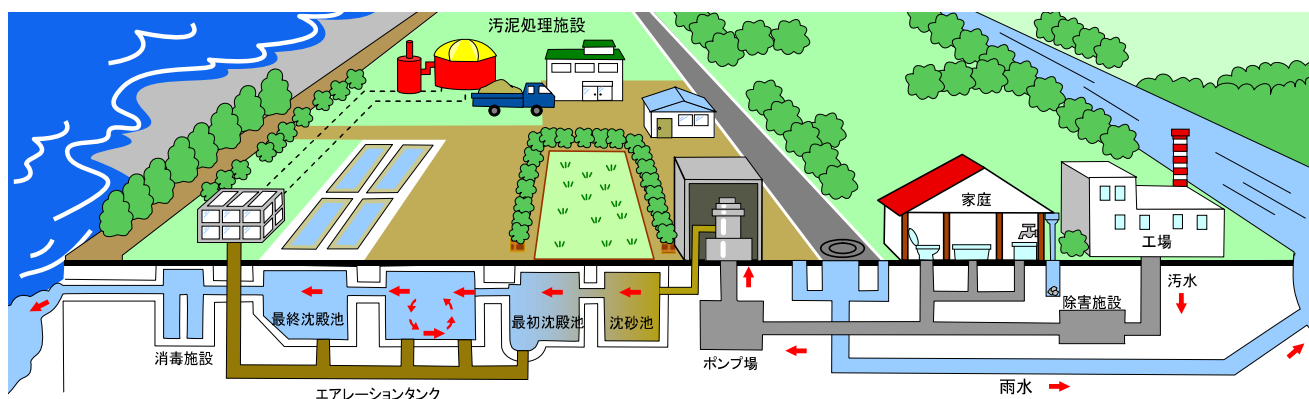
公共下水道は、家庭や工場などから排出される「汚水」や、下水道施設を介して河川などに放流する「雨水」を対象としています。

また、費用負担は原則として、受益者が原因となる汚水は「私費」、自然現象が原因となる雨水は「公費」としています。

【流域下水道】

流域下水道は、2つ以上の市町村の区域にわたる広域的な下水道で、流域内の各市町村から発生する下水（汚水）を効率的に集めて処理する下水道です。事業主体は都道府県であり、幹線管渠、汚水処理場の整備及び管理を行っています。また、市町村は流域の幹線管渠に接続するまでの管路整備及び管理を行っています。

【下水道の仕組み（分流式）イメージ図】



【汚水】

1 公共下水道（汚水）の状況

本市の公共下水道は、雨水と汚水を別々に流す分流式を採用しており、雨水は雨水幹線等を通じて河川に放流し、汚水は相模川流域下水道左岸幹線に流入しています。

昭和 48 年 3 月から、汚水を重点に管渠の整備事業を実施し、昭和 53 年 5 月に供用開始を行っています。

なお、過去 5 年の年度別整備状況は下表のとおりです。

《年度別整備状況》

年度	整備区域面積(ha)		供用開始区域面積(ha)		普及率			整備延長(m)	
	当該年度	累計	当該年度	累計	行政人口(人)	処理人口(人)	普及率(%)	当該年度	累計
27	1.55	1,318.24	21.43	1,291.56	130,926	125,242	95.7	1,489	327,228
28	9.23	1,327.47	1.55	1,293.11	131,387	125,761	95.7	1,284	328,512
29	10.28	1,337.75	9.23	1,302.34	132,423	126,916	95.8	3,037	331,549
30	4.35	1,342.10	10.28	1,312.62	133,353	127,937	95.9	2,880	334,429
元	17.16	1,359.26	4.35	1,316.97	135,172	129,814	96.0	3,097	337,526

2 事業計画

海老名市の下水道事業計画については、相模川流域下水道計画に基づき昭和 48 年 3 月に公共下水道計画（約 1,314 ha）の計画決定を行い、中新田・河原口・さつき町・上郷・下今泉の一部の約 200ha の事業認可を受け、公共下水道事業（汚水管渠整備）を開始し、今日までに約 18 回の認可変更を行いました。

近年では、新たなまちづくりや、市街化調整区域の一部の管渠未普及地域等を加え、汚水の事業計画区域面積を当初認可区域の約 1.27 倍である約 1,670ha としました。

※公共下水道事業概要の P10 参照

3 海老名市汚水処理整備計画（アクションプラン）

（１）計画策定の目的

海老名市における生活排水の処理状況は、市街化調整区域など一部地域では未処理（単独処理浄化槽等）のまま河川等の公共用水域に排出されております。

これらの課題に対処するため、汚水処理施設の未整備地区について、平成 29 年度から約 10 年程度での概成を目指して段階的に推進を図ることを目的とし、「海老名市汚水処理整備計画（アクションプラン）」を策定しました。

（２）事業規模の概要

計画策定時の検討により、市街化調整区域を中心とした未整備地区の汚水処理整備事業は、対象面積約 160ha、下水道管渠整備必要延長で、約 38km となります。

4 海老名市公共下水道管路施設ストックマネジメント基本計画

(1) 計画策定の目的

近年、他の市町村においてライフラインの老朽化による破損から、道路の陥没や下水道処理機能の停止等が多発しているため、平成27年の下水道法の改正により、維持管理基準が創設され、ストックマネジメントを推進することとなりました。

海老名市においても、昭和48年3月から公共下水道（污水）の整備事業を着手しており、耐用年数（50年）を迎える管渠が増え、破損等による影響が考えられることから、将来に渡り、調査・点検で状態を監視し、得られた結果から数年単位で修繕・改築計画を立てることで、施設の延命化を図りながら破損等の発生を未然に防ぎ、コストの平準化及び削減を図ることを目的とし、平成29年度に「海老名市公共下水道管路施設ストックマネジメント基本計画」を策定しました。

(2) 調査の対象

海老名市内の全ての污水管を調査対象としています。

《対象の内訳》

約 341 km（幹線…約 33 km・枝線…約 308 km）

※海老名市公共下水道一般図（污水）参照

(3) 調査等の進捗状況

対象となる管渠の延長に対して、平成30年度及び令和元年度の2ヶ年で、約 16.2 km となり、令和2年度末までには幹線管渠の調査が完了する予定です。その他の枝線管渠においても調査を進めていく予定となっております。

また、令和3年度は、これまでの幹線管渠調査の結果を基に、修繕・改築計画の策定を行う予定です。

5 下水道業務継続計画（下水道BCP）

(1) 計画策定の目的

下水道は市民の生活や社会経済活動を支える根幹的社会基盤であり、大規模災害が発生した場合、トイレの使用自粛、污水の滞留や未処理下水の流出による公衆衛生の悪化等の影響が考えられます。「下水道業務継続計画」は、大規模災害の発生時においても、下水道業務を実施・継続し、早期に復旧されることを目的とし、策定しました。

(2) 計画の基本方針

①市民、職員、関係者の安全確保

災害発生時の業務の継続、早期復旧にあたっては、市民、職員、関係者の安全確保を第一優先とします。

②下水道事業の責務遂行

市民生活や地域経済活動のために必要となる下水道が果たすべき機能を早期に回復します。

③対象とする地震

海老名市地域防災計画及び海老名市公共下水道総合地震対策計画と整合を図り、市内全体に与える影響が最も大きい「南関東神縄連動地震（M7.9）」を対象とします。

④対象期間

代替手段や応急復旧により、暫定的に下水道機能が確保されるまでの期間（概ね30日）としています。

【雨水】

1 公共下水道（雨水）の状況

令和元年度末における整備済区域面積は、認可面積1,509haに対して、652haとなっており、雨水による浸水対策達成率は、約43%となっております。

※公共下水道事業概要のP11参照

2 整備計画

市内の雨水整備計画については、市全体を38の排水区に区分けし、排水区毎に主要となる幹線並びに枝線を計画し、浸水被害の多い箇所を優先順位の上位に定め、工事を推進しております。

現在、市内において比較的浸水被害の多いとされる、国分排水区、河原口排水区を中心に整備を進めており、今後も継続的に事業を推進してまいります。

3 課題・問題点

雨水管渠の整備については、管渠の直径が污水管渠と比較すると大きくなり、m当たりの施工単価が高価となることが多く、かつ整備期間が長期に渡ることから、進捗に時間を要する事業となっております。

このことを踏まえ、整備については事業費を含め、地域の特性、現状を的確に捉え、事業を推進せざるを得ない状況です。

4 雨水整備の今後について

防災・減災対策の一環として、近年多く発生している豪雨等に対して、総合的な雨水対策の計画を策定していく必要性について、更なる浸水対策を図るべく、国でも検討会（「気候変動を踏まえた都市浸水対策に関する検討会」）を（令和元年12月に）立ち上げるなど、都市浸水対策に関して検討が進められております。

この検討会でまとめられた提言書では、自治体に対して「事業継続計画（下水道BCP）」の見直しや、都市浸水対策の中長期的な計画である「雨水管理総合計画」の策定などを求めています。

このような状況から、今後、全国的に対応が求められてくると思われますので、状況を見極めながら本市としても必要な対応を行ってまいります。

下水道使用料について

1 概要

海老名市の公共下水道使用料は、昭和53年5月の供用及び処理開始に合わせ、徴収を始めました。一般汚水、浴場汚水の汚水種別ごとに単価が設定されており、水道の使用水量をもとに算出しています。

2 使用水量ランク別使用料（現行）

（税別）

区 分		排 水 量	単価 (円/㎡)
一般汚水	基本使用料	8㎡以下の分	649
	超過使用料 (1㎡につき)	8㎡ を超え 30㎡ までの分	82
		30㎡ を超え 50㎡ までの分	94
		50㎡ を超え 100㎡ までの分	106
		100㎡ を超え 300㎡ までの分	118
		300㎡ を超え 1,000㎡ までの分	130
		1,000㎡ を超え 5,000㎡ までの分	143
		5,000㎡ を超え 10,000㎡ までの分	155
		10,000㎡を超えるもの	180
浴場汚水	排水量1㎡につき		7

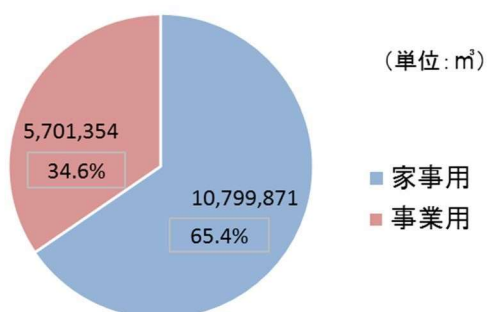
3 使用料収入・有収水量(使用料の算定対象となる水量)の推移

図 1

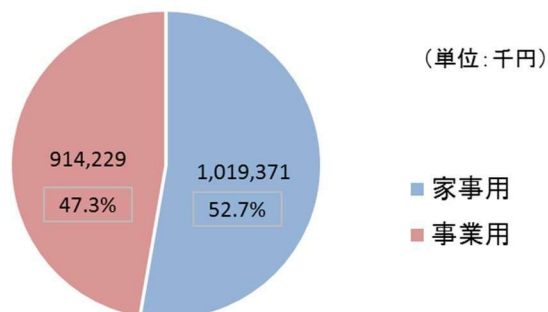
平成25年度以降は増加傾向にありますが、令和5年度を境に減少へと転じます。これは人口の減少及び節水機器等の普及によるものと考えています。

※公共下水道事業概要のP.22 参照

令和元年度有収水量



令和元年度使用料収入



4 使用料の使途について

図 2-1、2-2

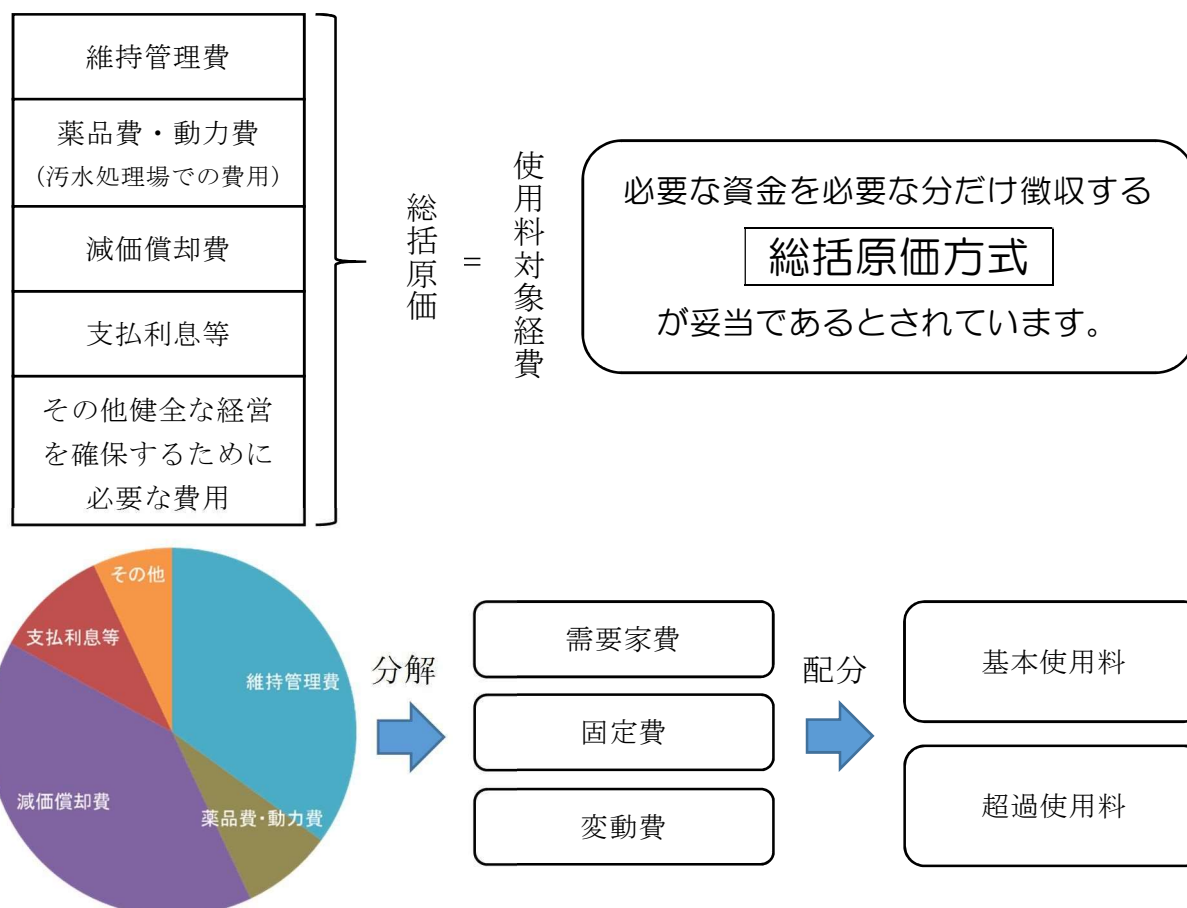
使用料は、汚水処理や污水管の維持補修等に必要な経費を賄っています。また、海老名市は流域下水道のため、神奈川県終末処理場の維持管理経費の負担もしています。

5 使用料の一般的な考え方

【地方公営企業法第21条】

第1項 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

第2項 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。



6 使用料の定期的な見直し

使用料の見直しは、3～5年置きに行っており、直近3年程度の収支見直し、収支バランス等を考慮し改定を行うかの判断をしています。

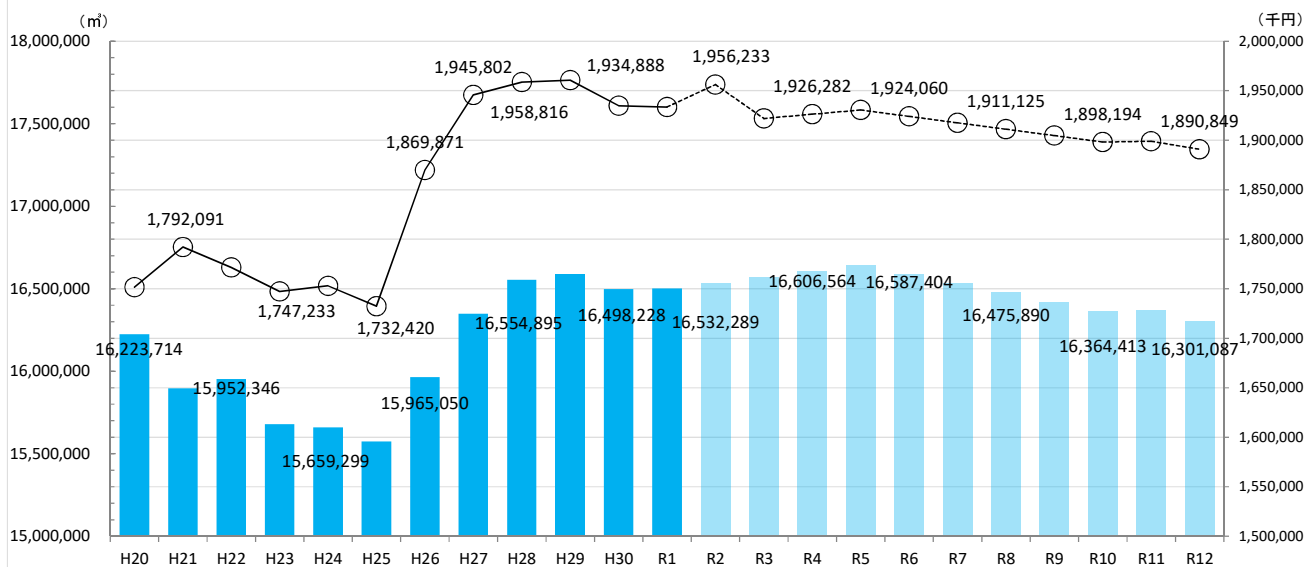
なお、現在の料金は平成20年10月に改定したものです。

改定日	20 m ³ 金額	改定率 (平均)	改定日	20 m ³ 金額	改定率 (平均)
昭和53年5月1日	600円	—	平成12年4月1日	1,400円	9.8%
昭和55年4月1日	700円	15.0%	平成17年4月1日	1,512円	8.3%
昭和58年4月1日	840円	20.0%	平成20年10月1日	1,633円	8.2%
昭和63年4月1日	1,000円	19.0%	平成23年度	見直しの結果、改定見送り	
平成6年4月1日	1,180円	18.0%	平成26年度	見直しの結果、改定見送り	
平成9年4月1日	1,280円	9.5%	平成29年度	企業会計移行のため見送り	

※公共下水道事業概要のP.23～25 参照

有収水量・使用料収入推移(家事用+事業用)

図1



事業費用(主要項目)・事業収入推移

図2-1

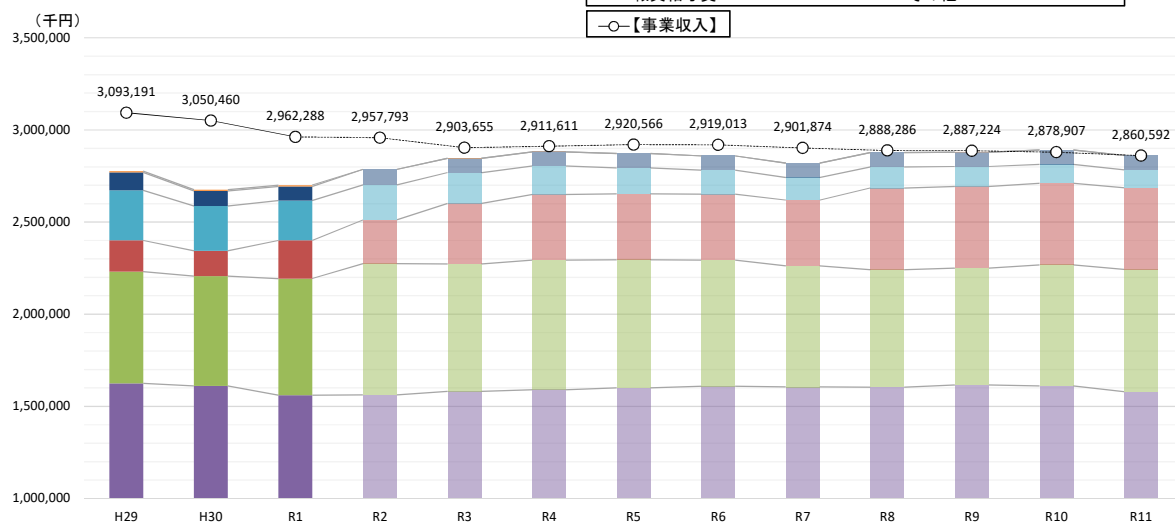
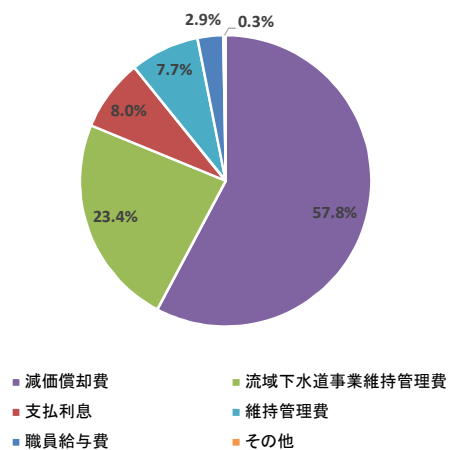


図2-2

令和元年度事業費用主要項目内訳



令和元年度事業収入主要項目内訳

